

## 複数の者に対する行政指導個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	消防局救急部救急課（救命普及） （06-4393-6633）
処分課（担当）名	同上
行政指導の名称	患者等搬送事業の指導及び認定に関する要綱に基づく指導
関連する 他局の名称	なし
概要	患者等搬送事業を利用する患者等の生命及び身体の安全を図ることを目的とし、患者等搬送事業者に対し、その事業を行うに際しての、基本原則、消防機関への通報、定期講習、車両の外観、消毒、衛生・安全管理、事業案内、車両表示、乗務員の要件、適任証の携行、運行体制、患者等搬送用自動車の要件、積載資器材について必要な指導を行います。
根拠となる要綱等	・患者等搬送事業の指導及び認定に関する要綱（平成5年消防長訓（救）第27号）
行政指導指針	指導基準は、患者等搬送事業の指導及び認定に関する要綱に掲載しています。 ( <a href="https://ops-jg.d1-law.com/opensearch/SrJbF01/init?jctcd=8A85C1C2A5&amp;houcd=H405909160027&amp;no=1&amp;totalCount=1&amp;fromJsp=SrMj">https://ops-jg.d1-law.com/opensearch/SrJbF01/init?jctcd=8A85C1C2A5&amp;houcd=H405909160027&amp;no=1&amp;totalCount=1&amp;fromJsp=SrMj</a> )
ホームページ	<a href="https://www.city.osaka.lg.jp/shobo/page/0000003648.html">https://www.city.osaka.lg.jp/shobo/page/0000003648.html</a>
備考	